

電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の一覧・実施状況報告について

医療機関調査票

電話等を用いた診療を受けられる医療機関の一覧（厚労省ホームページ等で公表）を作成するための調査票

<対象> 4月10日事務連絡に基づき電話等を用いた診療を実施する医療機関

<留意事項>

- 4月24日以降に新たに電話等を用いた診療を実施することとした場合
一覧は随時更新されますので期限後についても調査票を提出してください。
- 提出後に、記載内容に変更がある場合
変更後の内容に修正した調査票を再度提出してください。
- ※ 調査票未提出の医療機関は電話等を用いた診療ができないということではない
とのことですが、対応可能な医療機関の情報を広く周知するという趣旨を踏まえ、
対象医療機関については、調査票を提出して下さるようお願いいたします。
- ※ 同様に調査票に医師名を記載した医師以外は電話等を用いた診療ができないと
いうことではないとのことです。

実施状況調査票

初診について電話等を用いた診療を実施する医療機関における電話等を用いた診療の実施状況を把握し、改善のための検証を行う資料とするための調査票

<対象> 4月10日事務連絡に基づき初診から電話等を用いた診療を実施する医療機関

<留意事項>

- 実施状況調査票に記載するのは、①初診から電話等を用いた診療を行ったものと、
②その後継続して電話等を用いた診療を行ったもの、及び③初診から電話等を用
いた診療を行っているもので受診勧奨を行ったものです。

【各医療機関の対応と調査票提出の要否】

電話や情報通信機器を用いた診療の実施	電話等を用いた診療の対象 (初診からか・再診のみか)	調査票提出の要否	
		別紙1-2	別紙2-2
実施する	初診から実施する	必要	必要
	既に対面で診断され治療中の疾患を抱える患者について実施する	必要	不要
実施しない		不要	不要